

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年8月12日

【四半期会計期間】 第15期第2四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 K L a b株式会社

【英訳名】 K L a b I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 真田 哲弥

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 4500 - 9077

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理部長 高田 和幸

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号

【電話番号】 03 - 4500 - 9077

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 経営管理部長 高田 和幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第14期 第2四半期 連結累計期間	第15期 第2四半期 連結累計期間	第14期
会計期間		自 平成24年9月1日 至 平成25年2月28日	自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日	自 平成24年9月1日 至 平成25年12月31日
売上高	(千円)	7,119,494	9,585,648	20,993,462
経常利益又は経常損失( )	(千円)	727,054	700,010	941,847
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失( )	(千円)	597,603	541,580	2,563,825
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	633,688	546,545	2,602,905
純資産額	(千円)	2,522,074	6,211,763	4,007,397
総資産額	(千円)	7,405,994	9,258,238	8,697,635
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期(当期)純損失金額( )	(円)	23.80	16.40	93.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		15.83	-
自己資本比率	(%)	33.5	66.5	45.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,708,956	302,276	1,316,117
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,633,985	492,371	2,507,945
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	3,643,973	424,265	6,363,713
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	2,253,653	3,974,205	4,512,310

回次		第14期 第2四半期 連結会計期間	第15期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額( )	(円)	17.35	14.74

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第14期第2四半期連結累計期間及び第14期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
4. 第14期は決算期の変更により、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月の変則決算となっております。これに伴い、第14期第2四半期連結累計期間と第15期第2四半期連結累計期間とは対象期間が異なっております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

### （ゲーム事業）

当第2四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であったメディアインクルーズ株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

この結果、平成26年6月30日現在では、当社グループは、当社、連結子会社4社及び持分法適用関連会社1社により構成されております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第2四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当社グループは、前連結会計年度より決算期を8月31日から12月31日に変更しております。これに伴い、当第2四半期連結累計期間（平成26年1月1日～平成26年6月30日）は、比較対象となる前第2四半期連結累計期間（平成24年9月1日～平成25年2月28日）と対応する期間が異なることから、前年同四半期の比較については記載していません。

当第2四半期連結会計期間の売上高は、5,160,104千円となり、第1四半期連結会計期間比16.6%の増加となりました。

売上高の増加要因は、以下の通りです。

- ・「ラブライブ！スクールアイドルフェスティバル」の日本国内での売上が続伸。アニメ2期の放映（4月～6月）の効果もあり、売上高は毎月過去最高を記録。
- ・「ラブライブ！スクールアイドルフェスティバル」の海外版も好調な出足を記録。
- ・2014年度に新規リリースした「天空のクラフトフリート」及び「テイルズオブアスタリア」も売上が堅調に推移。

費用面では、引き続き固定費の削減を実施しました。

- ・第1四半期連結会計期間にて実施した人員整理の結果、人件費は第1四半期連結会計期間比で82,832千円の削減。
- ・KLab America（米国）にて開発したオリジナルタイトル「Crystal Casters」の不振を受け、現地社員を削減。
- ・昨年度末に本社オフィスの1フロアの返却を決定したことに加えて、当第2四半期連結会計期間に本社オフィスの残る2フロアのうち1フロアの返却を決定。

この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高9,585,648千円、営業利益696,169千円、経常利益700,010千円、四半期純利益541,580千円となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産の部)

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は9,258,238千円となり、前連結会計年度末に比べ、560,603千円の増加となりました。

流動資産合計は7,429,909千円となり、前連結会計年度末に比べ、561,463千円の増加となりました。これは主に、売掛金の増加によるものであります。

固定資産合計は1,828,329千円となり、前連結会計年度末に比べ、860千円の減少となりました。これは主に、敷金及び保証金の減少によるものであります。

### (負債の部)

当第2四半期連結会計期間末における負債合計は3,046,475千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,643,762千円の減少となりました。

流動負債合計は2,969,134千円となり、前連結会計年度末に比べ、1,611,351千円の減少となりました。これは主に、短期借入金の減少によるものであります。

固定負債合計は77,340千円となり、前連結会計年度末に比べ、32,410千円の減少となりました。これは主に、長期借入金の減少によるものであります。

### (純資産の部)

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は6,211,763千円となり、前連結会計年度末に比べ、2,204,365千円の増加となりました。これは主に、資本金、資本剰余金の増加によるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ538,104千円減少し3,974,205千円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果取得した資金は302,276千円(前年同四半期は1,708,956千円の支出)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益の計上682,192千円、法人税等の支払額64,895千円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は492,371千円(前年同四半期は1,633,985千円の支出)となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出371,184千円、敷金及び保証金の差入による支出55,942千円によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は424,265千円(前年同四半期は3,643,973千円の取得)となりました。これは主に、短期借入金の純減2,050,000千円、株式の発行による収入1,600,000千円によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

## 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

## 基本方針の実現に資する特別な取組み

### コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、コーポレート・ガバナンスの目的について、株主、取引先、従業員、更には利用者、地域社会などのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を高めるべく、経営の効率化を図るとともに健全性・透明性を確保することにあると考えております。かかる目的を達するためには、役員の選任、報酬の決定、経営の監視、コンプライアンスの実施等により、経営に対する監督並びに監査等が実効的に行われることが肝要であり、当社は、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図ることについて、経営上の最重要課題の一つと位置づけております。

また、当社では、経営の効率化並びに健全性・透明性の確保の一環として、執行役員制度を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を行う執行役員を明確に分離することにより、業務執行の効率化を図っております。加えて、社外監査役（3名）及び社外取締役（2名）により取締役会の監督機能を高め、経営の健全性・透明性の確保に努めております。

今後もコーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高める取り組みを推進してまいります。

## 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（事前警告型買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記に記載の基本方針に沿って導入するものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

### 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規定に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。

## 本プランに係る手続き

### A. 対象となる大規模買付け等

本プランは以下のa又はbに該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- a. 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- b. 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

### B. 意向表明書の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

### C. 本必要情報の提供

上記Bの意向表明書をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、当社に対して、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

### D. 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下のa又はbの期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- a. 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- b. その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記a又はbいずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。（延長の期間は最大30日間とします。）

### E. 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記Dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができるものとします。

### F. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記Eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

### G. 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記Fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとします。

### H. 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

・本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 Fに記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権に、譲渡については当社取締役会の承認を要するものとする譲渡制限、買付者等及びその関係者による権利行使は認められないという行使条件が付されることが予定されています。

・本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成24年10月22日から平成26年12月期に関する定時株主総会終結の時までとなっております。

・本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

事前開示・株主意思の原則

必要性・相当性確保の原則

A．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

B．合理的な客観的発動要件の設定

C．デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、158,956千円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 従業員数

前連結会計年度末時点における従業員数は966名になっておりましたが、その後の業績の悪化をうけコスト構造の抜本的な改革を図るため、人員削減を進めました。その結果、第1四半期連結会計期間末における従業員数は825名となっております。

当第2四半期連結会計期間においては、新卒者の採用を行ったことに伴い、当第2四半期連結会計期間末における従業員数は843名となっております。

なお、当社グループの従業員は複数のセグメントに就業しているため、セグメント別の記載はしてありません。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,618,000
計	93,618,000

##### 【発行済株式】

種類	第2四半期 会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,250,600	36,618,500	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 株主としての権利内容に何 ら限定のない当社における 標準となる株式でありま す。 また、単元株式数は100 株となっております。
計	35,250,600	36,618,500		

- (注) 1. 提出日現在発行数には、平成26年8月1日から四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 平成26年7月1日から平成26年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,367,900株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第12回新株予約権

決議年月日	平成26年3月7日
新株予約権の数(個)	4,260
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	426,000 (注) 1. (注) 2. (注) 3.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	671 (注) 3.
新株予約権の行使期間	自 平成26年4月26日 至 平成38年4月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 676.37 資本組入額 338.185
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、平成26年12月期の事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結貸借対照表及び連結損益計算書において、連結売上高及び有利子負債残高が次のに掲げる条件を満している場合に、割当てを受けた新株予約権のうち次のに掲げる割合を限度として新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき勘定科目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>平成26年12月期の連結貸借対照表上の有利子負債残高が金20億円以下であり、かつ連結売上高が金186億円以上である場合</p> <p>新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の2分の1までを平成27年4月26日から平成38年4月25日までの期間に行使することができる。平成28年4月26日から平成38年4月25日までの期間にすべてを行使することができる。</p> <p>新株予約権者は、権利行使時まで継続して、当社の取締役、監査役等の役員又は使用人、当社子会社の取締役、監査役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合には、新株予約権を行使することができない。</p> <p>新株予約権者が禁錮刑以上の刑に処せられた場合</p> <p>新株予約権者が当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役、監査役等の役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社と競業した場合(ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)</p> <p>新株予約権者が法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合</p> <p>新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合</p>

決議年月日	平成26年3月7日
新株予約権の行使の条件	新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合 新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合 新株予約権者が就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合 新株予約権者が役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合 新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4 .

(注) 1 . 新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」といいます。)は、100株であります。また、本新株予約権は有償にて発行されており、本新株予約権の公正価値に相当する払込金額は、新株予約権1個あたり537円であります。

- 2 . 付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 3 . 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から、当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。  
新株予約権者が権利行使をする前に、上記新株予約権の行使の条件に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

第10回新株予約権

	第2四半期会計期間 (平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,000,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,000,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	850
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	850,000
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	1,000,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	1,000,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	850
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	850,000

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年6月3日	250,000	34,466,100	106,625	3,250,045	106,625	2,945,800
平成26年6月5日	250,000	34,716,100	106,625	3,356,670	106,625	3,052,425
平成26年6月17日	500,000	35,216,100	213,250	3,569,920	213,250	3,265,675
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	34,500	35,250,600	4,605	3,574,526	4,605	3,270,281

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成26年7月1日から平成26年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,367,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ780,033千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成26年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
真田 哲弥	東京都江東区	3,966,900	11.25
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノントリ ティー クライアンツ 613 (常任代理人 ドイツ証券株式 会社)	東京都千代田区永田町2丁目11番1号	923,200	2.61
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	752,700	2.13
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	615,700	1.74
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン 610 (常任代理人 ドイツ証券株式 会社)	東京都千代田区永田町2丁目11番1号	487,022	1.38
ユービーエスエージーホンコン (常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	東京都品川区東品川2丁目3番14号	458,500	1.30
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9 1	401,700	1.13
ザ バンク オブ ニューヨー ク メロン 1400 30 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	東京都中央区月島4丁目16 13	391,000	1.10
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	360,600	1.02
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住 友銀行)	東京都千代田区大手町1丁目2番3号	339,900	0.96
計		8,697,222	24.67

(注) 上記の他、自己株式895,800株(発行済株式総数に対する所有割合2.54%)を保有しておりますが、当該自己株式には議決権がないため、上記「大株主の状況」からは除外しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 895,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,349,700	343,497	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 5,100		
発行済株式総数	35,250,600		
総株主の議決権		343,497	

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、「従業員持株ESOP信託」所有の株式が、284,800株(議決権の数2,848個)含まれております。

2. 平成26年7月1日から平成26年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,367,900株増加しております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) K L a b株式会社	東京都港区六本木六丁目10 番1号	895,800		895,800	2.54
計		895,800		895,800	2.54

(注) 上記の他、四半期連結財務諸表において自己株式として認識している当社株式は284,800株であります。これは、「従業員持株ESOP信託」が保有する当社株式であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社は、平成24年11月28日開催の第13回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を8月31日から12月31日に変更いたしました。これにより、前連結会計年度は、平成24年9月1日から平成25年12月31日までの16ヶ月となっております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,517,756	3,975,406
売掛金	1,877,506	2,419,472
その他	479,619	1,041,205
貸倒引当金	6,436	6,175
流動資産合計	6,868,445	7,429,909
固定資産		
有形固定資産	300,294	245,028
無形固定資産		
のれん	71,856	59,244
その他	549,435	824,124
無形固定資産合計	621,292	883,368
投資その他の資産	907,602	699,932
固定資産合計	1,829,189	1,828,329
資産合計	8,697,635	9,258,238
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	723,964	1,121,103
短期借入金	2,750,000	700,000
賞与引当金	101,407	93,162
未払法人税等	51,711	104,156
その他	953,402	950,712
流動負債合計	4,580,486	2,969,134
固定負債		
長期借入金	97,288	75,000
その他	12,463	2,340
固定負債合計	109,751	77,340
負債合計	4,690,237	3,046,475
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,748,090	3,574,526
資本剰余金	2,443,846	3,270,281
利益剰余金	570,623	29,043
自己株式	626,131	622,126
株主資本合計	3,995,181	6,193,638
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	41,218	40,184
その他の包括利益累計額合計	41,218	40,184
新株予約権	44,699	45,644
少数株主持分	8,734	12,665
純資産合計	4,007,397	6,211,763
負債純資産合計	8,697,635	9,258,238

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
売上高	7,119,494	9,585,648
売上原価	5,468,939	6,874,338
売上総利益	1,650,554	2,711,310
販売費及び一般管理費	1 2,531,387	1 2,015,141
営業利益又は営業損失( )	880,832	696,169
営業外収益		
業務受託料	10,717	21,233
受取利息	673	579
為替差益	155,654	-
事業構造改善費用戻入額	-	27,536
その他	2,401	2,672
営業外収益合計	169,447	52,021
営業外費用		
支払利息	6,745	5,488
持分法による投資損失	8,495	4,266
為替差損	-	36,167
その他	427	2,257
営業外費用合計	15,668	48,179
経常利益又は経常損失( )	727,054	700,010
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	-	16,395
自己新株予約権消却益	-	2,344
特別利益合計	-	18,739
特別損失		
事務所閉鎖損失	-	12,869
減損損失	4,947	21,938
関係会社株式売却損	14,647	-
その他	903	1,749
特別損失合計	20,498	36,557
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	747,552	682,192
法人税等	147,482	136,498
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失( )	600,070	545,694
少数株主利益又は少数株主損失( )	2,467	4,113
四半期純利益又は四半期純損失( )	597,603	541,580

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失( )	600,070	545,694
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	33,618	850
四半期包括利益	633,688	546,545
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	631,928	542,614
少数株主に係る四半期包括利益	1,759	3,930

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	747,552	682,192
減価償却費	108,781	176,958
減損損失	4,947	21,938
のれん償却額	39,588	10,505
貸倒引当金の増減額( は減少)	338	261
賞与引当金の増減額( は減少)	32,272	8,244
受取利息	673	579
支払利息	6,745	5,488
為替差損益( は益)	119,496	47,242
持分法による投資損益( は益)	8,495	4,266
事業構造改善費用戻入額	-	27,536
抱合せ株式消滅差損益( は益)	-	16,395
自己新株予約権消却益	-	2,344
固定資産除却損	858	-
関係会社株式売却損益( は益)	14,647	-
売上債権の増減額( は増加)	208,722	551,462
仕入債務の増減額( は減少)	41,644	408,178
その他	186,970	378,425
小計	588,327	371,522
利息の受取額	353	579
利息の支払額	8,091	4,929
法人税等の支払額	1,112,891	64,895
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,708,956	302,276
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	-	15,050
関係会社株式の取得による支出	30,000	-
その他の関係会社有価証券の払込による支出	45,000	45,000
有形固定資産の取得による支出	178,827	12,429
無形固定資産の取得による支出	816,137	371,184
敷金及び保証金の差入による支出	222,746	55,942
敷金及び保証金の回収による収入	151	3,137
定期預金の払戻による収入	-	4,098
貸付金の回収による収入	11,700	-
事業譲受による支出	46,337	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	304,177	-
その他	2,609	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,633,985	492,371

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額（は減少）	3,435,000	2,050,000
リース債務の返済による支出	5,007	2,719
長期借入金の返済による支出	20,400	26,680
ストックオプションの行使による収入	63,484	46,371
株式の発行による収入	182,800	1,600,000
自己株式の取得による支出	55,296	-
自己株式の売却による収入	8,855	6,475
新株予約権の発行による収入	34,537	2,287
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,643,973	424,265
現金及び現金同等物に係る換算差額	50,991	32,880
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	352,022	647,240
現金及び現金同等物の期首残高	1,901,631	4,512,310
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	109,136
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 2,253,653	1 3,974,205

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日至平成26年6月30日)	
当第2四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であったメディアインクルーズ株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。	

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日至平成26年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
広告宣伝費	939,101千円	634,697千円
給与手当及び賞与	429,992千円	486,779千円
賞与引当金繰入額	39,397千円	33,862千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
現金及び預金	2,258,504千円	3,975,406千円
預入期間が3か月を超える定期預金	4,850千円	1,200千円
現金及び現金同等物	2,253,653千円	3,974,205千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、ドイツ銀行ロンドン支店による新株予約権の権利行使等があり、資本金が826,435千円、資本準備金が826,435千円増加しました。この結果、当第2四半期連結会計期間末において資本金が3,574,526千円、資本剰余金が3,270,281千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年9月1日 至 平成25年2月28日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	ゲーム事業	その他事業	
売上高			
外部顧客への売上高	6,569,569	549,924	7,119,494
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	6,569,569	549,924	7,119,494
セグメント利益	1,477,963	172,591	1,650,554

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しているため、差異調整は行っていません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(のれんの金額の重要な変動)

ゲーム事業セグメントにおいて、平成24年9月3日付でメディアインクルーズ株式会社の発行済株式総数の100%の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第2四半期連結累計期間においては307,101千円であります。



当第2四半期連結累計期間(自平成26年1月1日至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	ゲーム事業	その他事業	
売上高			
外部顧客への売上高	9,562,408	23,240	9,585,648
セグメント間の内部売上高 又は振替高			
計	9,562,408	23,240	9,585,648
セグメント利益	2,707,063	4,246	2,711,310

(注) セグメント利益は、四半期連結損益計算書の売上総利益と一致しているため、差異調整は行っていません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

当第2四半期連結会計期間中に縮小が決定した事業所に対し、報告セグメントに含まれない全社資産の減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は21,938千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

対象となった結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称：メディアインクルーズ株式会社

Pikkle株式会社

株式会社ドリームラボラトリー

文京工機株式会社

事業の内容：モバイルオンラインゲームの企画・開発・運営

企業結合日

平成26年4月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併により、メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社は消滅いたしました。

結合後企業の名称

KLab株式会社

その他取引の概要に関する事項

メディアインクルーズ株式会社、Pikkle株式会社、株式会社ドリームラボラトリー、文京工機株式会社の4社は、当社の100%子会社であります。重複部門の集約を行うことでコスト削減を進め、当社グループの収益力の強化を図るため、当該4社の吸収合併を行ったものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日公表分）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年9月1日 至平成25年2月28日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額( )	23円80銭	16円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 又は四半期純損失金額( )(千円)	597,603	541,580
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額 又は四半期純損失金額( )(千円)	597,603	541,580
普通株式の期中平均株式数(株)	25,112,676	33,028,012
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		15円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		1,174,376
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成25年11月29日取締役会決議第10回新株予約権は、平成26年6月17日の権利行使により新株予約権が消滅しております。

(注) 前第2四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 平成25年11月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年12月16日付で発行した第三者割当による第11回新株予約権について、平成26年7月4日から平成26年7月22日までの期間において権利行使及び払込が完了しました。  
 その概要は次のとおりであります。

募集方法	第三者割当の方式による
発行する株式の種類及び数	普通株式 1,000,000株
発行価格	1株当たり 1,102.5円
資本組入額	1株当たり 551.25円
発行価格の総額	1,102,500千円
資本組入額の総額	551,250千円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店
資金の使途	国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用へ充当する予定です。

2. 平成25年7月17日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年8月2日付で発行した第三者割当による第8回新株予約権について、平成26年7月17日から平成26年7月30日までの期間において権利行使及び払込が行われました。  
 その概要は次のとおりであります。

募集方法	第三者割当の方式による
発行する株式の種類及び数	普通株式 357,400株
発行価格	1株当たり 1,272.7円
資本組入額	1株当たり 636.35円
発行価格の総額	454,862千円
資本組入額の総額	227,431千円
割当先	O a kキャピタル株式会社
資金の使途	国内・海外におけるモバイルオンラインゲーム事業に係る広告・マーケティング活動及び新規タイトル開発費用へ充当する予定です。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8月12日

K L a b株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹野俊成 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 千葉達也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているK L a b株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、K L a b株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年11月29日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年12月16日付で発行した第三者割当による第11回新株予約権について、平成26年7月4日から平成26年7月22日までの期間において権利行使及び払込が完了した。また、平成25年7月17日開催の取締役会の決議に基づき、平成25年8月2日付で発行した第三者割当による第8回新株予約権について、平成26年7月17日から平成26年7月30日までの期間において権利行使及び払込が行われた。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。